

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 資源循環推進課	関係部課室	環境生活部 廃棄物対策課
------	-----	-------	---------------	-------	--------------

A-1-1 政策と施策の関係・施策の体系

政策名	循環型社会の形成	政策番号	1 - 3 - 4
-----	----------	------	-----------

政策概要 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方は、生活の豊かさを支えてきましたが、一方では様々な環境問題を発生させてきたことから、天然資源の消費を抑制し、廃棄物を資源化・利活用して環境にできるだけ負担をかけない循環型社会の実現を目指します。

施策番号	政策を構成する施策名	政策評価指標	達成度	社会経済情勢を示すデータの推移
	施策の概要			
1	廃棄物の排出量の抑制	1日1人当たりごみ排出量	C	一般廃棄物(ごみ)総排出量(万ton) 全国:5,046(H16) 4,974(H17) 県内:95(H16) 92(H17) 一般廃棄物(ごみ)再生利用量(万ton) 全国:940(H16) 1,002(H17) 県内:18.5(H16) 16.8(H17) 一般廃棄物(ごみ)埋立処分量(万ton) 全国:809(H16) 734(H17) 県内:12.2(H16) 11.8(H17)
	廃棄物の焼却によるダイオキシン類の発生や廃棄物の埋立処分量を減らし、環境への負担を低減するため、廃棄物の排出量の抑制を目指します。	産業廃棄物排出量	A	
2	廃棄物の資源化によるリサイクル	産業廃棄物再生利用率	A	産業廃棄物排出量(万ton) 全国:41,200(H15) 41,700(H16) 県内:1,201(H15) 1,211(H16) 1,118(H17) 産業廃棄物再生利用量(万ton) 全国:20,133(H15) 21,286(H16) 県内:363(H15) 355(H16) 338(H17)
	限りある天然資源の利用を抑制し、持続的発展を可能とする循環型社会の形成を推進するため、リサイクル関連産業の振興を図るとともに、廃棄物の資源化によるリサイクルの促進を目指します。	ごみのリサイクル率	B	
3	廃棄物の適正処理の推進	不適正処分された産業廃棄物の残存量	A	産業廃棄物排出量(万t) 全国:41,200(H15) 41,700(H16) 県内:1,201(H15) 1,211(H16) 1,118(H17) 不適正な処分がなされた1か所10t以上の、産業廃棄物の年度末の合計量(仙台市所管分及び竹の内産業廃棄物最終処分場分を除く)。(単位:t) 県内:127,847(H16) 119,783(H17)
4	資源循環に配慮した企業活動の促進			
5	県民や民間団体等の自発的なリサイクル活動の促進			
6	限りある資源の持続的な利用			

政策評価指標の達成度:A(目標値を達成している)、B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している)
 ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の詳細は各施策の「政策評価指標分析カード」を参照してください。

A-1 施策群設定の妥当性 適切

【評価の根拠】 各施策が政策の目的に沿っているか、社会情勢から見て必要か、重複や矛盾がないか
 ・大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを脱却し、環境への負担の少ない循環型社会を目指して、県が率先して、廃棄物の排出抑制や省資源・再生利用を推進するとともに、普及啓発活動や県民、事業者の取組を積極的に支援し、環境負荷の少ない生活様式や事業活動への転換を促進する施策となっており、政策目的と一致している。

A-2 政策評価指標群の妥当性 適切

【評価の根拠】 各政策評価指標は施策の有効性を評価する上で適切か
 ・廃棄物対策は排出抑制を最優先し、廃棄物となった場合は再生利用することが基本であり、廃棄物の排出量や排出されたものを資源としてリサイクルされる割合を指標とすることは、県民や事業者自身が理解しやすい指標であり適当である。
 ・不適正処分された産業廃棄物の残存量は、発見された廃棄物の適正処理の推進結果として、施策の成果を示す指標として適当である。

A - 3 施策の有効性

有効

施策番号	施策の有効性	【評価の根拠】 「政策評価指標の達成度」及び「社会経済情勢を示すデータの推移」から見て施策が有効か
1	有効	・循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法が整備・施行され、県民・事業者の意識が高まっており、政策評価指標も目標値とのかい離も減少傾向が見られ、方向性は一致しており、有効である。 ・社会経済情勢等廃棄物に係る各種指標（排出量、再生利用量、埋立処分量等）は、全体として目指す方向に進んでおり、施策の設定及び有効性は妥当である。
2	有効	・循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法が整備・施行され、県民・事業者の意識が高まっており、政策評価指標も、方向性は一致しており有効である。 ・社会経済情勢等廃棄物に係る各種指標（排出量、再生利用量、埋立処分量等）は、全体として目指す方向に進んでおり、施策の設定及び有効性は妥当である。
3	有効	・不適正処分された産業廃棄物の改善指導、廃棄物処理施設の立入検査、処理業者を対象とした講習会の実施及び不適正処分の未然防止のための監視強化の結果、発生量が前年度よりも大幅に減少しており、適正処理が推進されたと考える。 ・以上のことから、施策は有効であると判断した。
4		
5		
6		
政策全体	有効	・循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法が整備・施行され、県民・事業者の意識が高まっており、政策評価指標や県内の不法投棄発生量も、方向性は一致しており有効である。 ・社会経済情勢等廃棄物に係る各種指標（排出量、再生利用量、埋立処分量等）は、全体として目指す方向に進んでおり、政策は全体として有効である。

A 政策評価(総括)

適切

<p>【評価の根拠】 A-1, 2, 3を総括し政策を総合的に評価</p> <p>・循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法が整備・施行され、県民・事業者の意識が高まっており、社会経済情勢や政策評価指標を含む廃棄物に係る各種指標（排出量、再生利用量、埋立処分量等）も、全体として目指す方向に進んでおり、政策及び施策群は有効かつ適切である。</p> <p>【課題】 この政策(各施策)における今後の課題等を記載</p> <p>・社会経済情勢等が目指す方向へ向かっているとはいえ、廃棄物に係る目標達成に向けて成果が出るには時間がかかり、県民や事業者一人ひとりへのねばり強く継続的な啓発に加えて、市町村等との連携及び市町村の取組に対して支援して行くことも必要である。</p>
